

## ○須賀川市中小企業等人材育成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市は、市内で事業を営む中小企業者及び事業協同組合等の研修事業に対して、これに要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより地域産業の振興と向上を図ることを目的とし、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業協同組合等とは、次に掲げる者をいう。
  - ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合、商工組合及び商工組合連合会
  - イ 組合等に準ずる団体その他商工業の振興を目的とする団体で市長が適当と認める団体
- (3) 研修事業とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 中小企業者及び事業協同組合等が経営管理能力の向上や技術の向上を図る目的をもって受講する国・県の研修機関及び専門教育機関が行う研修事業
  - イ 中小企業者及び事業協同組合等が経営管理能力の向上や技術の向上を図る目的をもって国若しくは県の研修機関及び専門教育機関から講師を招致し主催する研修事業
  - ウ 中小企業者及び事業協同組合等が地域の特性を生かした産業を興し、かつ、自社の事業を振興させる目的をもって地場産業の先進地の調査又は研修を受講するもので、市長が特に認める研修事業
- (4) 事業着手とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 研修又は調査事業への申込み
  - イ 主催する研修事業の企画立案

### (補助金の交付基準)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の補助金に係る事業について、国、県又はその他市以外からの補助金又はこれに類する収入等がある場合は、その額を当該補助対象経費から差し引くものとする。
- 3 第1項の補助金に係る事業が、市の他の補助金交付規則等において補助の対象とされている場合は、この要綱による補助金の交付の対象としない。
- 4 第1項の補助金額に、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金額とする。

### (事前協議)

第4条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手の10日前までに市長と協議しなければならない。

### (補助金の交付対象者)

第5条 この要綱に定める補助金は、市内で事業を営む次に掲げる者を対象とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業の経営者、管理者又は市内事業所に勤務する従業員

(2) 市内に事業所を有する事業協同組合等又は市内事業所に勤務する事業協同組合等の構成員

(3) 前2号のいずれかに該当し、かつ、市税を滞納していない者  
(補助金の交付申請添付書類)

第6条 規則第4条に規定する別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書兼収支予算書(第1号様式)
- (2) 補助対象経費の確認できる書類の写し
- (3) 申請者の最新年度分の市税等納税証明書
- (4) 研修事業に参加する場合は、申込予定の研修受講申込書の写し、参加者の雇用保険証の写し
- (5) 研修事業を主催する場合は、研修参加者、講師、研修会場等の事業内容を確認できる書類の写し
- (6) 先進地の調査に参加又は研修を受講する場合は、前各号に記載の各書類

2 その他市長が必要と認める書類  
(実績報告)

第7条 規則第17条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書兼収支決算書(第2号様式)
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 研修事業に参加した場合は、研修の修了証書の写し又は受講したことを確認できる書類の写し
- (4) 研修事業を主催した場合は、研修参加者、講師、研修会場等の事業内容が確認できる書類の写し
- (5) 先進地の調査に参加又は研修を受講した場合は、前各号に記載の各書類

2 その他市長が必要と認める書類  
(補則)

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。  
(平成21年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)
- 2 平成21年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 3 平成21年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。  
(平成22年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)
- 4 平成22年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 5 平成22年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。  
(平成23年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)

- 6 平成23年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 7 平成23年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。  
(平成24年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)
- 8 平成24年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 9 平成24年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。  
(平成25年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)
- 10 平成25年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 11 平成25年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。  
(平成26年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)
- 12 平成26年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 13 平成26年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。